

一般財団法人熊本県教育会館 感染者・濃厚接触者発生時の対応マニュアル

令和2年8月7日（金）～

1 会館事務局役職員の感染が確認された場合

- (1) 検査で陰性になるまでは出勤停止（特別休暇）
- (2) 相談窓口等に連絡し、その指導の下、検査や消毒を行う
- (3) 安全が確認されるまでは、事務局一時閉鎖、状況により会館閉鎖
- (4) 関係団体・関係取引先に電話

県教組、市教組、高教組、退教協、県教育庁教育政策課、全教互九プロ、労金、郵便局、肥銀、生協くまもと、熊学生協、日本ビル管理、にしけい、星光ビル管理、三菱ビルテック 等

2 会館事務局役職員が濃厚接触者になった場合

- (1) 検査で陰性になるまでは自宅待機（特別休暇）
- (2) 相談窓口等に連絡し、その指導の下、検査や消毒を行う

3 会館事務局役職員の同居者の職場や学校で感染者が出た場合

- (1) 同居者が濃厚接触者の場合は検査結果が出るまで自宅待機（特別休暇）
- (2) 同居者が濃厚接触者でない場合は、特段の対応はなし

4 会館事務局出入りの方に感染者、濃厚接触者が確認された場合

- (1) 会館役職員が濃厚接触者に当たるか、必要であれば県または市へ相談を行う
- (2) 関連各所の消毒、必要であれば県または市の指導の下、検査や消毒を行う
- (3) 状況により、安全が確認されるまでは、事務局一時閉鎖、会館閉鎖

5 会館利用者、入居団体またはその出入りの方に感染者、濃厚接触者が確認された場合

- (1) 会議室利用等の団体や入不団体と連携し、正確な情報収集にあたる
- (2) 警備会社や清掃会社など業務委託会社等とも連携する
- (3) 会館役職員が濃厚接触者に当たるか、必要であれば県または市へ相談を行う
- (4) 関連各所の消毒、必要であれば県または市の指導の下、検査や消毒を行う
- (5) 状況により、安全が確認されるまでは、事務局一時閉鎖、会館閉鎖